

（携帯電話等移動体通信端末に関する広告表示）

第21条 電気通信事業者および契約代理店（第23条参照）が、携帯電話等移動体通信端末に関する広告を行う場合には一般消費者の誤解が生じることのないよう通信端末の機能等や販売価格の表示において明確かつ適正に表示するものとする。機能等については可能な限り別表9に基づき表示するものとする。

本条は、携帯電話等移動体通信端末の機能、形状等の表示について一定の基準に基づいた表示とする旨を定め、その記載基準（表示区分）等を別表9に規定するものである。主に総合カタログ、製品別パンフレット、WEBサイト等、情報量を多く掲載することが可能な媒体での適用を想定しているが、媒体によらず可能な限り別表9に基づいた表示を行うことが望ましい。

また、本条は通信端末の販売価格等の表示（特に店頭での表示）における注意も喚起するものである。通信端末の販売において安価な販売価格を表示する際に、購入条件があるにも関わらず条件の表示が不十分であったり、条件が正しく認識できない場合、あるいは単に「詳細は店員に」と記載し、購入条件の記載を省略しているような広告は不適切な表示となり得るので注意が必要である。条件付き最安料金訴求については第6条ガイドライン(3)も参照されたい。

なお、通信端末等の店頭での広告表示については「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」（消費者庁平成30年11月13日）「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について」（消費者庁令和元年6月25日）も参照されたい。

特に、携帯電話端末の販売価格に関する表示については、店舗ごとに端末販売価格が異なることや端末代金の支払いに頭金が必要な場合があることを、消費者が十分に理解していないことによるトラブルが発生するケースもある。電気通信事業者や契約代理店は以下の各点に留意し消費者の誤認を招かない表示とすること。

- ① 携帯電話端末販売においては端末販売価格を明確に表示する。端末販売価格に対して割引等が適用される場合は割引前の端末販売価格と割引適用後の実質負担額を明確に表示する。端末代金の支払いに頭金が必要な場合は、頭金の額および頭金を含む端末販売価格を明記し、必要に応じて図表を用いるなど分かりやすい価格表示を行う。
- ② 頭金が安価であることを表示する場合（「頭金0円」「頭金不要」「頭金が安い」など）は、①の内容を近接一体・明瞭に表示するなど、頭金が低廉であることを訴求することで端末販売価格について誤認を招かないようする（例：端末の販売価格や実質負担額が0円であると誤認する）。
- ③ 電気通信事業者および契約代理店は販売店舗により端末の販売価格は異なる

場合があることの消費者理解促進に努める。

参照：携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起

（総務省・消費者庁 令和2年11月10日）

参照：携帯電話端末の販売価格に関する注意喚起（総務省 令和7年9月5日）